

監査告示第2号

定期監査等の結果に対する措置状況について

令和3年度定期事務監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

令和4年2月22日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本 良一

大東四條畷消防組合監査委員 小南 市雄

# 令和3年度

## 定期事務監査等の結果に対する措置状況

### 1. 執行機関

消防本部総務課

大東消防署・四條畷消防署

監査委員 指摘事項
<p>(1) 公印取扱者の指名について</p> <p>公印の押印について、公印取扱者として指名することなく、公印保管者の所属課員が押印している状況が確認された。</p> <p>公印取扱者は、公印保管者の指揮監督を受けて、公印に関する事務を処理するものとする規定されている。</p> <p>したがって、公印規則に基づき、公印取扱者を指名する等の手続きを取り、適切に実行するよう改善を求める。</p> <p>(2) 公印の押印文書の見直しについて</p> <p>押印する文書を見直すことは、押印をなくすこと自体が目的ではなく、行政手続における市民の負担を軽減し、市民の利便性を図ることが目的といえる。申請手続のオンライン化を促進し、受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化、それによる行政サービスの向上へとつなげる端緒となる取組である。</p> <p>今回、公印の押印文書の見直しについては、実施に至っていないということであったので、迅速に事務の執行に努められたい。</p>

## 執行機関 措置状況

### (1) 公印取扱者の指名について

監査委員からの指摘を受け、公印規則における公印取扱者について再確認を行いました。

公印取扱者については、公印規則に基づき公印保管者の所属職員の中から指定致しました。

また、今後は公印取扱者に対し、公印の管理、使用方法、文書の確認事項等について指導するよう改善致しました。

### (2) 公印の押印文書の見直しについて

監査委員からの指摘を受け、公印の押印文書について再確認を行いました。

公印の押印文書について、公印の使用、省略について明確にするため、例示を作成致しました。こちらを活用し進めて参ります。

また、今までと対応が変わる文書につきましては、関係機関と調整の上、適切に執行致します。